

## 大分県パートナーシップ宣誓制度実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、大分県人権尊重施策基本方針に基づき、誰もが自分の性的指向やジェンダーアイデンティティを尊重され、自分らしく生きることができる社会の実現を目指し、パートナーシップ宣誓制度に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した一方又は双方が、性的指向（恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。）が異性のみでない者又はジェンダーアイデンティティ（自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。）が出生時に届けられた性別と異なる者である二者の関係をいう。

(2) 宣誓 知事に対し、パートナーシップにある二者が、互いにパートナーであることを宣誓することをいう。

### (宣誓の要件等)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 成年に達していること。

(2) 宣誓しようとする者のいずれか一方が、県内に住所を有し、又は3か月以内に県内への転入を予定していること。

(3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がなく、宣誓に係る相手方以外の者とパートナーシップにないこと。

(4) 宣誓に係る当事者同士が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている者同士の関係（共に宣誓をしようとする者同士がパートナーシップに基づき養子縁組をしている又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。）にないこと。

### (宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、パートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）を自ら記入し、次に掲げる書類を添付して、これを知事に提出するものとする。ただし、自ら記入することができないときは、他の者にこれを代筆させることができるものとする。

(1) 住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書又は戸籍の附票の写し（宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。）

(2) 独身証明書又は戸籍抄本（宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。）（日本国籍を有していない者にあつては、現に婚姻していないことを証する書類）

(3) その他知事が必要と認める書類

2 前項の提出は、知事が指定する場所において持参又は郵送により行うことができる。

3 知事は、宣誓をしようとする者がそれぞれ本人であることを明らかにするため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 在留カード

(5) その他官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書等であつて、本人の顔写真が貼付されたもの

(6) 前各号に準ずるものとして知事が相当と認める書類

4 前項の規定による確認は、インターネット又はその他の知事が指定する方法を利用することにより行うことができる。

(通称名の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、性別違和(出生時に届けられた性別に違和感を持つことをいう。)その他知事が特に理由があると認める場合には、宣誓書において、戸籍等法令上の氏名に代えて、通称名(社会生活上日常的に使用している氏名)を使用することができる。

(県内への転入の届出)

第6条 第3条第2号に規定する者のうち、県内への転入を予定している者は、第4条第1項の書類を提出した日から3か月以内に、県内への転入を証する住民票の写しを知事に届け出るものとする。

(パートナーシップ宣誓書受領証の交付)

第7条 知事は、第4条の規定により宣誓をした者が、第3条に定める要件を満たしていると認めるときは、大分県パートナーシップ宣誓書受領証(様式第2号。以下「受領証」という。)を、宣誓書の写しを添付のうえ、宣誓をした者の双方に交付するものとする。ただし、第3条第2号に規定する者のうち、県内への転入を予定している者には、転入予定者受付票(様式第3号。以下「受付票」という。)を交付し、前条の届出があつたときに、受付票と引き換えに、宣誓書の写し及び受領証を交付するものとする。

(受領証等の再交付)

第8条 前条の規定により受領証及び宣誓書の写し(以下「受領証等」という。)の交付を受けた者(以下「宣誓者」という。)が、紛失、毀損、汚損等により受領証等の再交付を受けようとするときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(様式第4号。以下「再交付申請書」という。)を知事に提出することにより、受領証等の再交付を受けることができる。この場合において、毀損、汚損により受領証等の再交付を受けるときは、再交付申請書に当該受領証等を添えなければならない。

2 前項の申請については、第4条第2項、第3項及び第4項の規定を準用する。

(宣誓事項の変更の届出)

第9条 宣誓者は、氏名、住所、その他宣誓書又は受領証の記載事項に変更があった場合(第10条の規定により返還する場合を除く。)は、パートナーシップ宣誓事項変更届(様式第5号)に変更内容が確認できる書類及び変更前の受領証を添付して、知事に届け出なければならない。

2 前項の届出については、第4条第2項、第3項及び第4項の規定を準用する。

3 知事は第1項の規定による届出があったときは、その内容を確認し、変更後の内容に基づく受領証を、変更前の受領証と引き換えに、交付するものとする。

(受領証の返還)

第10条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証返還届(様式第6号)に受領証等を添付して、これを知事に届け出なければならない。

(1) パートナーシップを解消したとき。

(2) 宣誓者の一方が死亡したとき。

(3) 第12条の規定により、宣誓が無効となったとき。

2 前項の届出については、第4条第2項、第3項及び第4項の規定を準用する。

(宣誓受領事実証明書の交付等)

第11条 知事は、第10条第1項第2号に該当し、受領証を返還した者(以下「2号返還者」という。)が希望するときは、パートナーシップ宣誓書受領事実証明書(様式第7号)を交付するものとする。

2 知事は、2号返還者が引き続き当該受領証の保持を希望するときは、当該受領証に死亡した日の翌日以降使用できない旨を明示した上で、返却するものとする。

3 前2項の交付を希望するときは、2号返還者は、パートナーシップ宣誓書受領証返還届(様式第6号)に必要事項を記載し、知事に届け出なければならない。

4 前項の届出については、第4条第2項、3項及び第4項の規定を準用する。

(無効となる宣誓)

第12条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は無効とする。

(1) 宣誓書の内容に虚偽があったとき。

(2) 宣誓書の写し等を不正に利用し、又は偽造し、若しくは変造したと認めるとき。

2 知事は、前項の規定に基づき、宣誓を無効とした場合、受領証の返還を求めるものとする。

(県内市町村及び県外の他自治体との連携の取扱い)

第13条 県内市町村及び県外の他自治体が交付したパートナーシップ宣誓制度等の宣誓があった旨を証明する書類については、大分県の受領証等と同様の効力があるものとして扱う。この場合において、宣誓者(受領証等が効力を有する範囲)は第2条及び第3条に規定する者に限る。

2 パートナーシップ宣誓制度等を実施している県内市町村において、パートナーシップ宣誓制度等の受領証の交付を受けた者が、県内で市町村の区域を越える住所の異動をした後も引き続きパートナーシップ宣誓制度の継続を希望するときは、大分県の宣誓書受領証の交付を受けることができる。ただし、受領証等の交付を受けることができるのは、第2条及び第3条に規定する者に限る。

3 パートナーシップ宣誓制度等を実施している県外自治体において、パートナーシップ宣誓制度等の受領証の交付を受けた者が、本県に転入した後も引き続きパートナーシップ宣誓制度の継続を希望するときは、大分県の宣誓書受領証の交付を受けることができる。ただし、受領証等の交付を受けることができるのは、第2条及び第3条に規定する者に限る。

4 第2項及び第3項の規定により本県の宣誓書受領証の交付を受けようとする者は、パートナーシップ宣誓継続申告書（様式第8号）を記入し、次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1) 県内市町村又は県外自治体が交付した宣誓書受領証又はこれに類するもの

(2) 住民票の写し（提出日以前3月以内に発行されたものに限る。）

5 前項の申告については、第4条第2項、第3項及び第4項の規定を準用する。

（他自治体との連携協定）

第14条 知事は、パートナーシップ宣誓制度等を実施している他自治体と協定を締結することができる。

2 宣誓者が、本県と協定を締結している県外の他自治体へ転出する場合であって、パートナーシップ宣誓書受領証継続利用届（様式第9号。以下、「継続利用届」という。）を提出したときは、継続して本県が交付した受領証を利用することができる。

3 第2項の規定により継続して受領証を利用している者が、第10条第1項第1号、第2号及び第3号に該当した場合は、当該受領証を本県に返還するものとする。

4 第2項の規定により継続利用している受領証の再交付については、第8条の規定を準用する。

5 前項の届出については、第4条第2項、第3項及び第4項の規定を準用する。

（個人情報の適正な取扱い）

第15条 知事は、この要綱に基づく事務を行う際に収集した個人情報を、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づいて、適正に管理及び保管するものとする。

（施策の推進にあたっての配慮等）

第16条 施策の推進にあたっては、この要綱の趣旨を尊重し、パートナーシップの関係にある者に十分に配慮するとともに、制度の普及に向けて、市町村、事業者及び団体との連携協力を努めるものとする。

2 パートナーシップの関係にある者等が、安心して暮らせるよう生活支援のための情報

発信に努めるものとする。

(委任)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、パートナーシップ宣誓の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(表面)

## パートナーシップ宣誓書

私たちは、大分県パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、お互いをその人生のパートナーであることを宣誓します。

宣誓日 年 月 日

(宣誓者)

(宣誓者)

ふりがな		
氏名又は通称		
住所		

(代筆者)

(代筆者)

ふりがな		
氏名		
住所		

※ 宣誓者の欄は自署してください。やむを得ない場合は代筆が可能ですが、代筆者は代筆者の氏名等も自署してください。なお、この宣誓は、婚姻とは異なり法律上の効果が生じるものではありません。

※ お預かりした個人情報、宣誓の有無等について、受領証の提示先から大分県が証明していることの確認を求められた場合に回答すること、犯罪捜査において捜査担当に開示を求められた場合以外に、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

以下は、県の記入欄です。

氏名	確認書類	連絡先
	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他 ( )	
	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他 ( )	

交付日	年 月 日
番号	第 号

受付印

受付印
-----

(裏面)

## パートナーシップの宣誓にあたっての確認

私たちは、大分県パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づくパートナーシップの宣誓をするにあたって、下記の確認事項欄の記載内容が事実と相違ないこと及び同制度要綱の規定を守ることを確認します。

また、現況確認のため、住民票、戸籍等に記載されている事項について、本制度の所管部署が確認することに同意します。受領証の提示先から大分県が証明していることへの確認が求められた際は、回答することに同意します。

記入日 年 月 日

ふりがな  
氏名ふりがな  
氏名

(通称)

(通称)

(電話番号)

(電話番号)

(メールアドレス)

(メールアドレス)

要綱の規定	確認事項	
	項目	回答 (該当する内容の□に「レ」を付けてください。)
(関係性) 第2条第1号	互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した二者の関係である	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。 <input type="checkbox"/> 左記に該当しません。
	一方又は双方が、性的指向が異性のみでない者又はジェンダーアイデンティティが出生時に届けられた性別と異なる者である	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。 <input type="checkbox"/> 左記に該当しません。
(年齢要件) 第3条第1号	宣誓する当日において、成年に達していること	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。 <input type="checkbox"/> 左記に該当しません。
(居住要件) 第3条第2号	下記のいずれかに該当すること	
	①少なくともいずれか一方が県内に住所を有している。	<input type="checkbox"/> ①に該当します。 該当者： <input type="checkbox"/> ①に該当しません。
	②少なくともいずれか一方が県内への転入を予定している	<input type="checkbox"/> ②に該当します。 該当者： <input type="checkbox"/> ②に該当しません。 転入予定日：
(独身要件) 第3条第3号	現に婚姻（事実婚含む）していないこと 現に宣誓をしようとする相手方以外の者とパートナーシップにないこと	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。 <input type="checkbox"/> 左記に該当しません。
(近親者でない) 第3条第4号	宣誓に係るパートナーと直系血族若しくは三親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった者を除く	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。 <input type="checkbox"/> 左記に該当しません。

(表 面)

第 号	
<b>大分県パートナーシップ宣誓書受領証</b>	
大分県パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、	
お互いの人生のパートナーであることをお二人が宣誓されたことを証します。	
宣誓者(本人)	宣誓者(パートナー)
_____様	_____様
年 月 日	
大分県知事 ○○ ○○	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">公印</div>	

(裏 面)

<b>「大分県パートナーシップ宣誓書受領証」の提示を受けた皆様へ</b>	
<p>このカードは人生のパートナーとして、相互に協力し合う関係であることを宣誓されたことを大分県として証するものです。受領証の提示を受けた方は、この趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。この制度を利用する方の性のあり方(性的指向・ジェンダーアイデンティティ)やこの制度を利用していることについて、本人の同意なく他者に口外しないでください。</p>	
※通称名を使用している場合の戸籍上の氏名	
(本人) _____	(パートナー) _____
※平常時及び緊急時において、以下のことに同意します。	
1. 以下の者に対して病状説明をすること	
2. 手術や治療方針の同意等を以下の者から取得すること	
(パートナー氏名) _____	(本人自署欄) _____
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">【発行】大分県生活環境部人権尊重・部落差別解消推進課 097-506-3172 〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号</div>	



## 転入予定者受付票

以下のとおり、大分県パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、パートナーシップ宣誓書を受け付けました。

受付年月日	年 月 日
提出者氏名	氏名 (通称)  氏名 (通称)
連絡先	

※ 本票に大分県内へ転入したことを証明する住民票の写しを添えて、下記期限までに提出してください。

※ 期限は、状況に応じて延長が認められることがあります。

提出期限： 年 月 日

受付印

## パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書

大分県知事 殿

\_\_\_\_\_年 月 日付で交付されました、パートナーシップ宣誓書受領証等の再交付を受けたいので、大分県パートナーシップ宣誓制度実施要綱第8条の規定により申請します。

再交付を希望する理由該当する理由の口に「レ」を付けてください。）

- 紛失  
 毀損  
 その他 ( )

申請日 \_\_\_\_\_年 月 日

	(宣誓者)	(宣誓者)
ふりがな		
氏名又は通称		
住所		

	(代筆者)	(代筆者)
ふりがな		
氏名		
住所		

※ 宣誓者の欄は自署してください。やむを得ない場合は代筆が可能ですが、代筆者は代筆者の氏名等も自署してください。

※ お預かりした個人情報、その目的を達成するためにのみ使用し、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

以下は、県の記入欄です。

氏名	確認書類	連絡先
	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他 ( )	
	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他 ( )	

交付日	年 月 日
番号	第 号

受付印
-----

## パートナーシップ宣誓事項変更届

大分県知事 殿

大分県パートナーシップ宣誓制度実施要綱第9条の規定により、以下のとおり変更があったので届け出ます。

届出日 年 月 日

(宣誓者)		(宣誓者)
氏名又は通称 ※ふりがなを 付すこと。	(変更前)	(変更前)
	(変更後)	(変更後)
住所	(変更前)	(変更前)
	(変更後)	(変更後)
変更理由	※該当する理由の□に「レ」を付けてください。 <input type="checkbox"/> 改姓・改名 <input type="checkbox"/> 転居 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
受領証の番号	第 号	

(代筆者)		(代筆者)
ふりがな		
氏名		
住所		

※ 宣誓者の欄は自署してください。やむを得ない場合は代筆が可能ですが、代筆者は代筆者の氏名等も自署してください。

※ 氏名又は通称、住所は変更があった欄についてのみ記入してください。

以下は、県の記入欄です。

氏名	確認書類	連絡先
	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他 ( )	
	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他 ( )	

交付日	年 月 日
番号	第 号

受付印
-----

## パートナーシップ宣誓書受領証返還届

大分県知事 殿

届出日 年 月 日

大分県パートナーシップ宣誓制度実施要綱第10条の規定により、受領証を返還します。  
(宣誓者) (宣誓者)

ふりがな		
氏名又は通称		
住所		

(代筆者)

(代筆者)

ふりがな		
氏名		
住所		

### 返 還 事 由

返還事由発生日	年 月 日
返還事由 〔 該当する□に 「レ」を記入 〕 ※その他を選択した 場合は、具体的な 事由を記載してく ださい。	<input type="checkbox"/> (1) パートナーシップを解消した。 <input type="checkbox"/> (2) いずれか一方が死亡した。 (以下の取扱をお求めの場合は□に「レ」を付けてください。) <input type="checkbox"/> パートナーシップ宣誓受領事実証明書(様式第7号)の交付 <input type="checkbox"/> 返還した受領証(カード)の使用停止処理後の返却 <input type="checkbox"/> (3) 要綱12条の規定により、宣誓が無効となった。 <input type="checkbox"/> その他※ 〔 〕

※ 宣誓書受領証(二人分のカード)を添付してください。

※ 宣誓者の欄は自署してください。やむを得ない場合は代筆が可能ですが、代筆者は代筆者の氏名等も自署してください。

以下は、県の記入欄です。

氏名	確認書類	連絡先
	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他( )	
	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他( )	

交付日	年 月 日
番号	第 号

受付印

(表面)

### パートナーシップ宣誓書受領事実証明書

大分県パートナーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づき、以下のとおり両名がパートナーシップ関係にある旨の宣誓書を受領したことを証明します。

年 月 日  
大分県知事

公印

届出済みの内容		
ふ り が な 氏 名 ( 戸 籍 上 の 氏 名 )		
ふ り が な 氏 名 又 は 通 称		
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
届 出 日 及 び 交 付 番 号	年 月 日 ( 第 号 )	
受領証の返還届出者		
戸 籍 上 の 氏 名 又 は 通 称		
返 還 届 出 日	年 月 日	
返 還 事 由	年 月 日届出者のうちの死亡による	

(裏面)

「パートナーシップ宣誓書受領事実証明書」の提示を受けた皆様へ

大分県では、性的マイノリティの方々の日常生活の困りごとの解消につながるための取り組みを行うとともに、性的マイノリティの方々への県民の理解促進を図ることを目指し、大分県パートナーシップ宣誓制度を導入しています。

この「パートナーシップ宣誓書受領事実証明書」は、パートナーシップ関係を届け出ているお二人のうち、一方がお亡くなりになられたときに発行しています。残された方が、お亡くなりになったパートナーのために葬儀、墓地等の契約をしようとするときなどに提示するものです。この趣旨を十分ご理解くださいますようお願いいたします。

また、表面に記載されている本制度を利用されていた方の個人情報、本人の同意なく口外しないでください。

## パートナーシップ宣誓継続申告書

私たちは、 \_\_\_\_\_ (※交付を受けた自治体が市町村の場合は都道府県名より記載)  
からパートナーシップ宣誓書受領証（これに類するものを含む。）を交付されていること、  
また、大分県パートナーシップ宣誓制度実施要綱における宣誓要件を満たしていることを申  
告します。

なお、申告があったことを転出元の交付自治体に通知することに同意します。

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

宣 誓 者	ふりがな			
	氏名又は 通称			
	生年月日	年 月 日	年 月 日	
	住 所	旧住所（転出元住所）	旧住所（転出元住所）	
		新住所（転入先住所）	新住所（転入先住所）	
	転入日	年 月 日	年 月 日	
連絡先				
代 筆 者	ふりがな			
	氏 名			
	住 所			

※ 転入元の交付自治体が交付した二人分のパートナーシップ宣誓書受領証又はこれに類するもの  
及び本人確認ができる書類の写しを添付してください。

※ 宣誓者の欄は自署してください。やむを得ない場合は代筆が可能ですが、代筆者は代筆者の氏名  
等も自署してください。

以下は、県の記入欄です。

氏名 ( )	個人番号カード・旅券・免許証・その他 ( )	連絡先
氏名 ( )	個人番号カード・旅券・免許証・その他 ( )	連絡先

交付日	年 月 日
番号	第 号

受付印
-----

## パートナーシップ宣誓書受領証継続利用届

大分県知事 殿

大分県パートナーシップ宣誓制度実施要綱第14条第2項の規定により、本県が受領証の相互利用及び継続利用に関する協定を締結している他都道府県へ転出後も、大分県パートナーシップ宣誓書受領証を継続して利用することを希望するため、届け出ます。

なお、本届出書（写し）を転入先都道府県へ提供すること及び転入先都道府県が定めた要綱等に基づき、本県が保管しているパートナーシップ宣誓時における提出書類の写しを提供するよう求められた場合は、同意します。

年 月 日

宣 誓 者	ふりがな		
	氏名又は 通称		
	住 所	現住所（転出元住所）	現住所（転出元住所）
		新住所（転入先住所）	新住所（転入先住所）
連絡先			
代 筆 者	ふりがな		
	氏 名		
	住 所		

※ お二人のパートナーシップ宣誓書受領証（写し）を添付して提出してください。

※ 宣誓者の欄は自署してください。やむを得ない場合は代筆が可能ですが、代筆者は代筆者の氏名等も自署してください。

以下は、県の記入欄です。

氏名（ ）	個人番号カード・旅券・免許証・その他（ ）	連絡先
氏名（ ）	個人番号カード・旅券・免許証・その他（ ）	連絡先

受理日	年 月 日
送付日	年 月 日
番号	第 号